

社会福祉法人いわくら福祉会 定款細則

この定款細則は、社会福祉法人いわくら福祉会定款第9条第1項の「理事長が専決により処理する事項」の「日常の軽易な業務」について以下のとおり定めるものとする。

- 1 施設長及び正規常勤職員を除く職員の任免。
 - 2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
 - 3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - 4 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
 - 5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
 - ア 1社当たり年間160万円を超えない範囲の日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 100万円を超えない施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 100万円を超えない緊急を要する物品の購入等
 - 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、その金額が100万円を超えてはならない。
 - 7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、その金額が100万円を超えてはならない。
 - 8 予算上の予備費の支出
 - 9 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
 - 10 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
 - 11 寄附金の受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるもの並びに寄附金の募集に関する事項を除く。
- (注) 上記3から7についての執行について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、専決できないものとする。

この定款細則は、平成15年1月31日より施行する。